

## 川崎市マイナンバーカードセンター設置要綱

### (設置)

第1条 個人番号カードの交付等に関し、市民の利便性向上のため、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課（以下「戸籍住民サービス課」という。）に川崎市マイナンバーカードセンター（以下「センター」という。）を置き、第3条の事務を行う。

### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市川崎マイナンバーカードセンター	川崎区駅前本町12番地1 川崎駅前タワー・リパーク 20階
川崎市小杉マイナンバーカードセンター	中原区中丸子35番地9 d_11 MUSASHIKOSUGI 2階
川崎市溝口マイナンバーカードセンター	高津区溝口1丁目4番1号 ノクティプラザ2 11階
川崎市宮前平マイナンバーカードセンター	宮前区宮前平1丁目10番地7 イーカム宮前平ビル 3階
川崎市新百合ヶ丘マイナンバーカードセンター	麻生区上麻生1丁目5番2号 小田急新百合ヶ丘ビル 8階

### (取扱事務)

第3条 センターにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人番号カードの交付及び再交付の申請の受理並びに交付及び再交付に関すること。
- (2) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行の申請の受理及び発行に関すること。

(3) 前二号に掲げる事務に係る手数料の徴収に関すること。

(4) その他センターの運営に関すること。

2 前項に掲げる事務のほか、川崎市小杉マイナンバーカードセンターは次の事務も取り扱う。

(1) センター運営の統括に関すること。

(2) センター運営に係る経費に関すること。

(3) センターの広報に関すること。

(4) 地方公共団体情報システム機構から送付される個人番号カード等の受領、検品、交付前設定、保管に関すること。

(5) 個人番号カードの交付通知に関すること。

(6) 訪問型出張申請事業に関すること。

(7) その他センター全体の運営に関すること。

(開所日及び開所時間)

第4条 センターの開所時間は、次のとおりとする。

(1) 火曜日及び水曜日は、午前11時40分から午後8時まで。

なお、これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときを除く。

(2) 木曜日、金曜日、土曜日及び日曜日は、午前9時から午後5時まで。

なお、これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときを除く。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第5条 センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日、第1土曜日、第3土曜日の翌日の日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(当該日が土曜日又は日曜日に当たる場合を除き、当該日が月曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日ではない日を含む。)

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休所日に開所し、又は休所日以外の日に開所しないことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。